

## 17.2 国有企業章留保表（附属書 IV）

### マレーシア

熊谷 聡\*

#### I. 概要及び解説・コメント

注1 第17章における約束は下記の注及び留保表で示された制約や条件に従う。

注2 附属書IVマレーシア2内の優遇（下記留保表の第1の優遇）は、国有企業がマレーシア国内での商業的活動での使用を目的として購入する物品・サービスの予算合計額の40%を超えてはならない。

注3 注2は下記の主体が下記に示されるビジネス活動の範囲に直接関連する物品・サービスの購入を行う際には適用されない。

- ・ Majlis Amanah Rakyat (MARA) -ブミプトラ開発のための起業、教育、投資等の支援
- ・ Unit Peneraju Agenda Bumiputera (TERAJU) -ブミプトラの国民経済参加を促進するブミプトラ・アジェンダを主導・調整
- ・ Ekuiti Nasional Berhad (EKUINAS) -投資に対する金融価値の提供とブミプトラの経済への均衡のとれた参加を促進するための株式の売買

留保する義務	対象企業／概要
17.4条1(a)、同1(b)、同2(a)、同2(b)（無差別待遇・商業的考慮）マレーシア内の対象投資財産により生産販売される同種の物品と競争する物品の生産販売に関し17.6条1(a)、同2(a)（非商業的援助）	<p>対象企業：すべての国有企業及び指定独占企業</p> <p>無差別待遇・商業的考慮：マレーシア政府は、マレーシア内の商業的活動での使用目的のための物品・サービス購入時に以下により販売される物品・サービスに優遇待遇を与えるよう対象企業に要求が可能。</p> <p>(a) ブミプトラ企業（ブミプトラ優遇政策による）</p> <p>(b) サバ及びサラワク州の企業（同州の経済発展促進措置による）</p> <p>(c) 中小企業</p> <p>但し、ペトロナス、その子会社又はその新設・再編・承継会社が石油・ガス部門の上流活動に従事する際を除く。</p> <p>（非商業的援助）マレーシア政府、同公的企業及び同国有企業は、ブミプトラ企業に非商業的援助の提供が可能。</p>
	<p>【解説・コメント】</p>

\* くまがい さとる／アジア経済研究所・新領域研究センター・経済地理研究グループ長

	<p>ブミプトラとは、人口の過半を占めるマレー系を中心にサバ・サラワク両州の民族などを加えた先住民族の総称。ブミプトラ優遇政策は、附属書 IV 注 1 で「ブミプトラ企業に優遇を与え、又は支援、利益若しくはその他権利・利権を与える措置」と定義されている。</p> <p>半島マレーシアから離れたボルネオ島に位置するサバ・サラワク両州は 1957 年の独立から 6 年遅れて 1963 年にマレーシアに加わった。そのため、両州に対しては様々な独自の権利が認められている。</p> <p>附属書 IV 注 2 では、中小企業の定義は 2013 年 10 月に導入された新中小企業定義についてのガイドラインに準ずるとされ、製造業の場合売上高 5000 万リンギ以下または常用雇用者 200 人以下、サービス業および他の部門については、売上高 2000 万リンギ以下又は常用雇用者 75 名以下の企業を指す。</p>
<p>17.4 条 1(a)、同 1(b)（無差別待遇・商業的考慮）</p>	<p><u>対象企業</u>：ペトロナス、その子会社又はその新設・再編・承継会社</p> <p><u>無差別待遇・商業的考慮</u>：対象企業は、マレーシア内での石油・ガス部門の上流活動に従事する際の物品・サービス購入時にマレーシア企業を優遇することが可能。ただし、以下の物品・サービスを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) Seismic Data Acquisition（地震探索データ収集）</li> <li>(b) Directional Drilling services, Gyro While Drilling services, Measurement While Drilling services, and Logging While Drilling services（傾斜掘り、GWD サービス、MWD サービス、LWD サービス）</li> <li>(c) Cementing Related Services（セメンチング関連サービス）</li> <li>(d) Gas Turbines and related maintenance and repair services（ガスタービン及び関連保守・修理サービス）</li> <li>(e) Control Valve services（制御弁サービス）</li> <li>(f) Oil Country Tubular Goods（油井管）</li> <li>(g) Induction motors services（誘導電動機サービス）</li> <li>(h) Distributed Control System (DCS) services（分散型制御システムサービス）</li> <li>(i) Transformer services（トランスフォーマー・サービス）</li> <li>(j) Structural Steel（構造用鋼）</li> <li>(k) Linepipes（ラインパイプ）</li> <li>(l) Process pipes（処理管）</li> </ul>

	<p>協定署名後初年度は上記優遇が対象企業の石油・ガス部門の上流活動に従事する際の物品・サービス年間購入予算額の70%を超えないこと。2～3年目は同65%、4年目は同60%、5年目は同50%、6年目以降は同40%を超えないこと。</p> <p>※ 注釈: 1974年石油開発法(PDA1974)は、ペトロナスにマレーシアの領土・領海内の従来型及び非従来型の石油及び炭化水素資源に関する全所有権及び開発・商業化等に関する排他的権利を与えている。加えて、PDA1974は、ペトロナスを石油探索・開発・生産の契約を付与できる唯一の主体と指定している。ペトロナスが石油や関連の契約を他社に付与ができる唯一の主体であるという事実は、ペトロナスが17.4条2の指定独占であることを意味しないと締約国は認識する。</p>
	<p><b>【解説・コメント】</b></p> <p>ペトロナスはマレーシア国有石油会社である。PDA1974によってマレーシア国内の石油関連資源について排他的権利を与えられている一方で、財務大臣持株会社(MoF Inc.)を出資者とし、1965年会社法に基づく一般的な企業として設立されている。これは、ペトロナス以前にマレーシア政府が一次産業傘下の組織に石油資源の管理を行わせて失敗したことを教訓とし、官僚組織ではなく営利企業として運営されることを目指したためである。ペトロナスは通常は経営陣によって自律的に運営され国内外で商業的な成功を収めているが、PDA1974によって適宜首相の指示に服すると定められているため、首相には経営に介入する法的根拠がある。ペトロナス関連の税収及び配当金は政府予算の20-30%を占めている。2015年の売上高は2470億リンギ。</p>
<p>17.4条1(a)、同1(c)        (無差別待遇・商業的考慮)</p>	<p><u>対象企業</u>：ペトロナス、その子会社又はその新設・再編・承継会社</p> <p><u>無差別待遇・商業的考慮</u>：17.4条1(a)について、対象企業は以下の相手に天然ガス及びその派生生産物を市場価格以下で販売することが可能。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) マレーシア内の発電若しくは又は非発電部門の需要者、又は住宅用顧客（公衆に十分な供給と手ごろな価格を保証するため）</li> <li>(2) マレーシア内の公衆（環境保護目的でのガス燃料使用促進の目的で天然ガス車（NGV）利用のため）</li> </ol> <p>（無差別待遇・商業的考慮）17.4条1(c)について、マレーシア政府はそうした物品の販売でマレーシア人に優遇を与えることが可能。</p>

	<p><b>【解説・コメント】</b></p> <p>マレーシアでは天然ガスが市場価格以下で発電部門及び住宅用顧客に販売されている。NGV 用燃料はこれまでガソリンの 1/3 程度の価格で提供され、タクシーを中心に一定程度普及している。財政健全化のため NGV の燃料価格や工業用ガスの価格は数次にわたって引き上げられている。2014 年にガス価格の統制によるペトロナスの遺失利益は 229 億リングと報告されている。</p>
<p>マレーシア内の対象投資財産により生産販売される同種の物品と競争する物品の生産販売に関し 17.6 条 1(a)、同 1(b)全体（非商業的援助）</p>	<p><u>対象企業</u>：ペトロナス、その子会社、又はその新設・再編・承継会社</p> <p><u>非商業的援助</u>：マレーシア政府は対象企業に以下の状況で非商業的援助を与えることが可能。</p> <p>(1)社会的意義や経済開発目的で石油・ガス部門以外で政府に委託された事業をマレーシア内で事業体を実施することを補償するため</p> <p>(2) 対象企業に対し、以下の者に天然ガス及びその派生生産物を市場価格以下での販売することを補償するため</p> <p>(a) マレーシア内の発電または非発電部門の需要者、または住宅用顧客（公衆に十分な供給と手ごろな価格を保証するため）</p> <p>(b) マレーシア内の公衆（環境保護目的でのガス燃料使用促進の目的で天然ガス車（NGV）利用のため）</p> <p>ただし、政府委託事業自体が対象企業に商業的活動で優位性を与えない場合に限る。</p> <p><u>非商業的援助</u>：17.6 条 1(a)について、マレーシア政府は、十分かつ持続可能な炭化水素の供給や国内石油・ガス部門での能力開発のために石油・ガス部門で政府委託事業の実施を補償する非商業的援助を対象企業に与えることが可能。ただし、政府委託事業自体が対象企業に商業的活動で優位性を与えない場合に限る。</p>
	<p><b>【解説・コメント】</b></p> <p>ペトロナスは過去に子会社を通じてペトロナス・ツインタワーや新行政都市プトラジャヤ建設を推進した。現在開発が進む東海岸経済地域（ECER）でもペトロナスは幹事企業となるなど、石油・ガス以外の事業の主体となってきた実績がある。</p> <p>ガス価格の統制に伴うペトロナスの不利益は「逸失利益」とされて</p>

	<p>おり、現在、政府から補償されていないと考えられる。</p>
<p>17.4 条 1(a)、同 1(b) (無差別待遇・ 商業的考慮)</p>	<p><u>対象企業</u>：フェルダ・グローバルベンチャーズ (FGV) 社又はその 新設・再編・承継会社</p> <p><u>無差別待遇・商業的配慮</u>：対象企業は商業的再販売目的で、連邦土地 開発庁 (FELDA) の開発スキームのメンバー又は入植者が生産し た物品を購入する場合に優遇待遇を与えることが可能。</p> <p>措置例：1956 年土地開発法令</p> <p><b>【解説・コメント】</b></p> <p>連邦土地開発庁 (FELDA) は 1956 年に設立され、農村の小作農を 開拓地に入植させ、パームオイルやゴムの作付けを行わせた。当初は 入植の支援にとどまっていたが、徐々に入植の実施機関となり、さら には生産物の加工流通にも進出して成功を収めた。FGV 社は 2007 年 に FELDA の商業活動を行う企業として設立され、2012 年に上場し た。FGV 社は世界最大のパームオイル (CPO) 生産者で 2014 年の売 上高は 163.7 億リンギ。</p>
<p>17.4 条 1(a)、同 1(c) (無差別待遇・ 商業的考慮)</p>	<p><u>対象企業</u>：すべての既存及び将来の開発金融機関</p> <p><u>無差別待遇・商業的考慮</u>：対象企業は、開発を促進する目的でマレ ーシア内において金融サービスを提供する。そうした金融サービスは 関連市場の民間企業が提供する金融サービスを代替・妨害することを 意図しない。</p> <p>開発金融機関はそうした金融サービスの提供でマレーシア人を優 遇することができる。</p> <p>「開発金融機関」とは、営利目的か否か、政府の資金援助の有無に かかわらず、金融や工業、農業等の開発を促進する目的で資本提供や 他の貸付などを行う機関を意味する。「開発」には新規事業又は既存 事業の拡張や改良などが含まれる。「開発金融機関」は下記のもの を含むが、それに限定されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Bank Pembangunan Malaysia Berhad (マレーシア開発銀行)</li> <li>・ Bank Perusahaan Kecil dan Sederhana Malaysia Berhad (マレ ーシア中小企業銀行)</li> <li>・ Export-Import Bank of Malaysia Berhad (マレーシア輸出入銀 行)</li> <li>・ Bank Kerjasama Rakyat Malaysia (国民協同組合銀行)</li> <li>・ Bank Simpanan Nasional (国民貯蓄銀行)</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Bank Pertanian Malaysia Berhad (マレーシア農業銀行)</li> <li>・ Malaysian Industrial Development Finance Berhad (マレーシア工業開発金融公社)</li> <li>・ Credit Guarantee Corporation Berhad (信用保証公社)</li> <li>・ Lembaga Tabung Haji (巡礼基金)</li> <li>・ Sabah Development Bank Berhad (サバ州開発銀行)</li> <li>・ Sabah Credit Corporation (サバ州信用公社)</li> <li>・ Borneo Development Corporation (Sabah) Sdn Bhd (ボルネオ開発公社 (サバ))</li> <li>・ Borneo Development Corporation (Sarawak) Sdn Bhd (ボルネオ開発公社 (サラワク))</li> <li>・ Danajamin Nasional Berhad (信用保証保険公社)</li> <li>・ Cagamas Berhad (チャガマス社)</li> </ul> <p>措置例：2002 年開発金融機関法</p>
<p><b>【解説・コメント】</b></p> <p>マレーシアの連邦政府は主に7つの政府関連投資会社 (GLIC) を通じて政府関連企業を保有している。MoF Inc.に加え、カザナ社、巡礼基金、PNB 社、雇用者年金基金 (EPF)、軍人年金基金 (LTAT)、公務員年金基金 (KWAP) である。TPP においては、EPF と LTAT、KAWP は独立年金基金に相当するため除外される (17.2 条 6)。また、附属書 17F ではマレーシア政府からの投資の指示を受けないことを条件に PNB 社と巡礼基金が例外とされている (所有・支配する企業については非商業的な援助の規制対象となる)。また、17.2 条 5 注でカザナ社傘下の企業については、国有企業改革中であるため協定発効から2年間、紛争解決手続の対象としないとされている。さらに、GLIC 以外が保有する政府関連企業で例外的に大きい企業規模をもつ FGV 社や、GLIC に加えてバンク・ネガラ (マレーシア中央銀行) も出資する開発金融機関に例外が設定されているため、TPP の対象となりうる政府関連企業は限定される。</p> <p>マレーシアの留保表は、1) ブミプトラ優遇政策についての留保、2) ペトロナスに関連する留保、が中心となっている。ブミプトラ優遇政策については多民族国家マレーシアの存立に関わる政策であり、できる限り留保する姿勢が投資・サービスに関する留保 (附属書 II) や政府調達に関する附属書 15A でも顕著である。ブミプトラ優遇政策は雇用や教育面での優遇など多岐にわたるが、経済的な支援の一環として、ブミプトラ企業に対する政府及び国有企業からの物品・サービス調達における優遇が重要な政策手段となってきた。本附属書で定められた例外に加え、当初は事業収入に5億 SDR の下限が適用されることで国有企業が主に MoF Inc.とカザナ社傘下の企業に限定され、ブミプトラ企業からの調達が上限の範囲内とはいえ例外となったことで、本章のブミプトラ政策</p>	

への影響は相当程度小さくなったと考えられる。

ペトロナスについては、他の国有企業と比較して売上高や利益の規模が突出して大きい。ペトロナスは政府に対しても一定の交渉力を有しており、国有企業の中では別格の存在である。ペトロナスは国際的に成功を収めている数少ないマレーシア企業であり、同社との取引を通じて地場の石油・ガス開発関連企業が成長してきた。本留保表によって上流部門の12分野が無差別待遇の対象とされ、かつ附属書Ⅰによって開放されたが、開放は段階的である。ペトロナスが持つマレーシアの領土・領海内の石油・ガス資源に関する排他的権利は投資・サービスに関する留保（附属書Ⅱ）内で留保されている。

## II. 備考および更新情報

v.1.1 : 全体に改行、インデント調整等のスタイルを修正した。